○国土交通省告示第百八十一号

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第十一号）の施行に伴い、遊戯施設の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設、遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法を定める件等の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

（遊戯施設の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設、遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法を定める件の一部改正）

第一条　遊戯施設の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設、遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百十九号）の一部を次のように改正する。

第二中「第三十六条の三」の下に「、令第三十七条」を加える。

（不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途を定める件の一部改正）

第二条　不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途を定める件（平成十二年建設省告示第千四百三十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「第百九条の五」を「第百九条の六」に改め、第三号中「堆肥舎」を「堆肥舎（たい）」に改める。

（特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内における屋根の構造方法を定める件の一部改正）

第三条　特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内における屋根の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百六十一号）の一部を次のように改正する。

第一中「第百九条の五各号」を「第百九条の六各号」に改め、第二中「第百九条の五第一号」を「第百九条の六第一号」に改める。

（木造建築物等の外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法を定める件の一部改正）

第四条　木造建築物等の外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第一中「第百九条の六」を「第百九条の七」に改め、第二中「第百九条の六第二号」を「第百九条の七第二号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第百八十二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十七条の二第一号イ(3)及びロ(3)並びに第二号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターのかごの落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件（平成十七年建設省告示第五百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

題名中「かご」を「籠」に改める。

制定文中「第百三十七条の二第一号ハ、第二号ロ及び第三号イ」を「第百三十七条の二第一号イ(3)及びロ(3)並びに第二号イ」に、「かご」を「籠」に改める。

第一各号列記以外の部分中「第百三十七条の二第一号ハ」を「第百三十七条の二第一号イ(3)」に、「かご」を「籠」に改め、同第一号イ中「第二十条第一号」を「第二十条第一項第一号」に改め、同号ハ中「かご」を「籠」に改める。

第二中「第百三十七条の二第二号ロ」を「第百三十七条の二第一号ロ(3)」に、「かご」を「籠」に改め、同第一号中「「建築物」を「増築又は改築に係る部分以外の部分」に改め、同号イ中「法第二十条第二号イ後段及び第三号イ後段に規定する」を「増築又は改築に係る部分以外の部分の規模及び構造が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める」に改め、同号イに次のように加える。

(1)　法第二十条第一項第二号に掲げる建築物の区分に該当するもの　法第二十条第一項第二号イ後段に規定する構造計算

(2)　法第二十条第一項第三号又は第四号に掲げる建築物の区分に該当するもの　法第二十条第一項第二号イ後段又は第三号イ後段に規定する構造計算

第三中「第百三十七条の二第三号イ」を「第百三十七条の二第二号イ」に、「かご」を「籠」に改め、同第一号ロ中「法第二十条第二号イ後段及び第三号イ後段に規定する」を「、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める」に改め、同号ロただし書中「第二十条第四号」を「第二十条第一項第四号」に改め、同号ロに次のように加える。

(1)　法第二十条第一項第二号に掲げる建築物の区分に該当するもの　第二第一号イ(1)に定める構造計算

(2)　法第二十条第一項第三号又は第四号に掲げる建築物の区分に該当するもの　第二第一号イ(2)に定める構造計算

第三第一号ニただし書中「第二十条第四号」を「第二十条第一項第四号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第百八十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条の三第三号の規定に基づき、確認検査の業務と同等以上の知識及び能力を要する業務の指定（平成十一年建設省告示第千三百十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月二十九日　国土交通大臣　太田　昭宏

第一号中「第十二条第一項」を「第十三条」に、「指定住宅性能評価機関」を「登録住宅性能評価機関」に改め、第四号を第八号とし、第三号中「住宅金融公庫法」を「独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第十条の規定による廃止前の住宅金融公庫法」に、「第二十三条第一項第三号イ」を「第二十三条第一項第四号イ」に、「中高層耐火建築物等」を「合理的土地利用耐火建築物等」に改め、「同号ロに掲げる業務」の下に「並びに住宅金融公庫法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四十二号）による改正前の住宅金融公庫法第二十三条第一項第二号イに掲げる業務（中高層耐火建築物等の工事の審査に限る。）」を加え、同号を第四号とし、同号の次に次の三号を加える。

五　独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）第七条第一項第三号イに掲げる業務（貸付金に係る建築物若しくは建築物の部分の工事の審査に限る。）及び同号ロに掲げる業務

六　建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）による改正前の建築基準法第七十七条の三十五の七第一項の構造計算適合性判定員として行っていた同法の規定による構造計算適合性判定の業務

七　建築基準法第七十七条の六十六第一項の登録を受けた者として行う同法の規定による構造計算適合性判定の業務

第二号中「財団法人住宅保証機構」を「旧財団法人住宅保証機構」に、「行う」を「行っていた」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三　平成二十年国土交通省告示第三百八十三号第一条第三号の現場検査員として行う同告示第一条第二号の現場検査の業務

附　則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。